

世田谷区空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和8年8月20日

8世建安第342号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定の方針)

第3条 支援法人の指定については、世田谷区の空家等の対策に係る事業の状況を踏まえ、支援法人の指定に係る業務内容その他必要な事項を別に定める方針によるものとする。

2 前項の方針で定める項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 趣旨
- (2) 指定に係る業務内容
- (3) 業務の概要
- (4) 指定する支援法人の数
- (5) 事前協議
- (6) 申請手続き
- (7) 審査
- (8) 指定の通知

(指定の申請)

第4条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期間内に世田谷区空家等管理活用支援法人指定申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (6) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（法人実績、業務内容、人員配置、個人情報保護に関する事項及び業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (7) 税務署が発行する法人事業税（地方法人特別税を含む。）の納税証明書、法人税又は所得税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

- (8) 支援法人の申請を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行する納税証明書）
 - (9) 財務諸表
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が世田谷区契約事務規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 4 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき区長が定めた一般競争入札に参加する者に必要な資格を有している場合は、前項第 7 号から第 9 号までの書類の添付を省略することができる。

（指定の基準）

第 5 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合には、次の各号に掲げる基準により、その内容を審査するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第 12 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び申請者の構成員が同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 世田谷区暴力団排除活動推進条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する者
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、世田谷区空家等対策計画（第 2 次）に適合するもので、世田谷区の空家等対策の推進のために当該申請者に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するための必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

（支援法人の指定）

第 6 条 区長は、第 4 条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が第 5 条各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めたときは、法第 23 条第 1 項の

規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- 2 区長は、申請者を支援法人として指定した場合は、世田谷区空家等管理活用支援法人指定通知書（第2号様式）により、指定しない場合は、世田谷区空家等管理活用支援法人不指定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第7条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、支援法人に指定された日から1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間は、有効期間満了日の日の3か月前までに、世田谷区長、支援法人いずれからも何ら申出がない場合は、期間の満了日の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。ただし、有効期間の更新は4回を上限とする。

（名称等の変更）

第8条 支援法人が、法第23条第3項の規定によりその名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、名称等変更届出書（第4号様式）により区長に届け出るものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、業務内容変更届出書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第9条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（第6号様式）により区長に届け出るものとする。

- 2 区長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定により指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第10条 支援法人は、その業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに業務実施状況報告書（第7号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、業務実施状況報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第11条 区長は、法第25条第2項の規定により、支援法人がその業務の内容を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第12条 区長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定に

よる命令に違反したときのほか、第5条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第6条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（第8号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月20日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

世田谷区空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記のとおり誓約事項を誓約のうえ申請します。

記

1 誓約事項

- （1） 世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び申請者の構成員が同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないこと。
- （2） 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 世田谷区暴力団排除活動推進条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者

2 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

- ☐ 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の該当空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- ☐ 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他

の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務

- ☐ 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- ☐ 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- ☐ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- ☐ その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

3 添付書類

- ☒ 定款
- ☒ 登記事項証明書
- ☒ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ☒ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- ☒ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- ☒ 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（法人実績、業務内容、人員配置、個人情報保護に関する事項及び業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- ☐ 税務署が発行する法人事業税（地方法人特別税を含む。）の納税証明書、法人税又は所得税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ☐ 支援法人の申請を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行する納税証明書）
- ☐ 財務諸表
- ☐ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

※該当する□にレ印を記入してください。

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号

あて

世田谷区長名



世田谷区空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定にあたっての要件その他の事項：

以上

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号

あて

世田谷区長名



世田谷区空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定申請については、次の理由により指定しないことに決定しましたので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第8条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により名称等の変更を届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を入れてください。

第5号様式（第8条関係）

業務内容変更届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

世田谷区空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条第2項の規定により業務内容の変更を届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第 6 号様式（第 8 条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、世田谷区空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止日	年 月 日
廃止の理由	

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

業務実施状況報告書

年 月 日

世田谷区長 あて

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

世田谷区空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 1 0 条第 1 項の規定により業務の実施状況を報告します。

実施年度	
実施状況	

※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、添付してください。

※ 実施状況が分かる資料がある場合は添付してください。

第8号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号
代表者氏名 あて

世田谷区長名 印

指定取消書

世田谷区空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第12条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消したことを通知します。

指定取消年月日	年 月 日
取消の理由	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。